

令和7年9月24日

八戸市福祉部介護保険課

介護事業者の行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、令和7年9月17日付けで指定居宅サービス事業者及び指定事業者の指定取消し処分を行いましたので、お知らせします。

1 事業者の名称等

- (1) 法人名 株式会社 ブーケ
- (2) 代表者 代表取締役 泉山 裕子
- (3) 所在地 青森県八戸市大字田面木字松長根3番地2

2 指定居宅サービス事業者等の名称等

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションかりん
- (2) 事業所所在地 青森県八戸市大字田面木字松長根3番地2
- (3) サービス種類 訪問介護、指定事業者（第1号訪問事業）

3 処分内容

指定の取消し

4 指定取消年月日

令和7年10月1日

5 処分の理由

不正請求（法第77条第1項第6号）

令和4年7月から令和6年3月までの間、次のとおり不正請求が認められる。

- ・事業所の実態が届出していた住所ではなく、本件事業所の法人が運営する有料老人ホームにあり、同ホームに居住する利用者に対してサービスを提供していたにもかかわらず、同一建物減算を算定せず、介護給付費を請求し受領した。
- ・出勤簿において休日又は勤務時間外の訪問介護員がサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を請求し受領した。
- ・介護給付費の請求の根拠となるサービス提供記録がなく、又は、具体的なサービスの内容等の記載がないにもかかわらず、介護給付費を請求し受領した。

- ・一人の利用者に対し、複数の訪問介護員が、同日同時時間帯にサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を請求し受領した。
- ・一人の訪問介護員が、同日同時時間帯に複数の利用者にサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を請求し受領した。

6 事業者に対する経済上の措置

介護給付費の返還額については、現在協議中であるが、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。